

アールプスの風

松本広域連合ニュース NO.36 / 平成28年11月



平成28年度防火ポスター 最優秀賞 塩尻市立広丘小学校 中村 悠介さん

- 平成28年松本広域連合議会 第1回臨時会
- 介護認定審査及び障害支援区分認定審査 判定状況
- 人事行政の運営等の状況の公表
- 平成27年度情報公開制度・個人情報保護制度の実施状況
- 市村情報
- ふるさとの魅力再発見 V O I . 22
- 信州まつもと空港
- 松本広域消防局からのお知らせ

松本広域連合管内 平成28.10.1現在

世帯数 (世帯)	人口総数 (人)	
177,620	430,115	
	男 (人)	女 (人)
	210,744	219,371



発行 松本広域連合

〒390-1401 松本市波田4417番地1 松本市役所波田支所4階
TEL.0263-87-5460 (総務課) 0263-87-5461 (福祉・地域課)
FAX.0263-87-5462
E-mail info@m-kouiki.or.jp URL http://www.m-kouiki.or.jp

平成28年松本広域連合議会 第1回臨時議会

7月19日に平成28年松本広域連合議会第1回臨時議会が開催されました。この臨時議会では、新たに常任委員が選任され、新体制での議会がスタートしました。

議長 犬飼 信雄

副議長 濱 昭次

◆常任委員会及び議会運営委員会構成
(◎印は委員長 ○印は副委員長)
総務民生委員会 12人

◎宮澤 豊次 ○山口 恵子

金田 興一 忠地 義光

清沢 正毅 宮下 正夫

平沢 恒雄 平田 勝章

上條美智子 阿部 功祐

松澤 好哲 宮坂 郁生

消防委員会 12人

◎前山 健治 ○芝山 稔

小林 弘明 中原巳年男

村上 幸雄 坂内不二男

荻原 勝昭 尾岸 健史

永田 公由 濱 昭次

池田 国昭 犬飼 信雄

議会運営委員会 5人

◎宮坂 郁生 ○松澤 好哲

阿部 功祐 永田 公由

前山 健治

平成28年

松本広域連

合議会第1

回臨時議会に

は議案4件

が提出され、

慎重審議の

結果、いず

れも可決、

同意または

承認されま

した。

このうち、

任期満了に

伴う助役の選任については、引き続

き松本市副市長の坪田明男氏を選任

することが同意されました。



第1回臨時議会の様子

◆提出案件(4件)

・議案第1号

平成28年度松本広域連合一般会計補正予算(第1号)

・議案第2号

財産の取得について(災害対応特殊救急自動車)

・議案第3号

助役の選任について

・報告第1号

平成27年度松本広域連合一般会計補正予算(第2号)(専決報告)

介護認定審査及び障害支援区分認定審査 判定状況

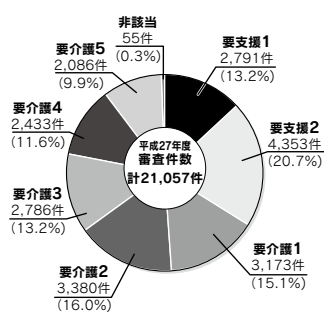
松本広域連合では、関係市村からの依頼を受け、介護認定審査及び障害支援区分認定審査を行なっています。平成27年度の審査判定状況についてお知らせいたします。

要介護認定の審査判定件数は、前年度に比べ188件減の2万1千577件、生活保護法に基づく介護扶助実施に係る委託審査は57件でした。

介護認定審査件数については、ここ数年ほぼ横ばいの状態ですが、高齢化の進展に伴い申請者数の増加が予想されるため、今後の推移について注視していく必要があります。

●介護認定審査●

審査会開催回数 480回

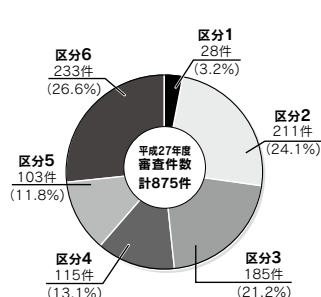


障害支援区分認定の審査判定件数は、前年度に比べ279件増の875件、訓練等給付個別審査は9件でした。

障害支援区分の認定期間は36ヶ月で、制度開始初年度に申請件数が集中し、3年毎に申請件数が増加するサイクルとなるため、平成27年度は一時的に件数増となりました。

●障害支援区分認定審査●

審査会開催回数 47回



※障害支援区分認定審査については、平成26年度から「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改正されたことに伴い、認定区分の名称も「障害程度区分」から「障害支援区分」に変更となりました。平成26年度においては、障害程度区分と障害支援区分の審査判定事務が発生したため、それぞれの区分の合算数値598件(障害程度区分76件、障害支援区分522件)でした。

適正で迅速な審査判定事務に努めています。

要介護認定及び障害支援区分認定の審査判定にあたっては、平準化された認定調査基準により適正な調査が行なわれ、公平・公正な審査判定基準により円滑な審査が行なわれるよう、今後とも研修等を通じて資質の向上を図り、運営の適正化に努めます。

人事行政の運営等の状況の公表

人事行政の公平性・透明性の確保を目的とした「松本広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、職員数・給与・福利厚生・研修などの状況について公表します。

1 職員数及び任免の状況

○職員数

部門	職員数		対前年 増減数
	平成27年	平成28年	
一般行政	11人	11人	0人
消 防	391人	393人	2人
合 計	402人	404人	2人

※職員数は非常勤職員を除きます。

○採用及び退職の状況

平成28年度採用者数	11人
平成27年度退職者数	9人
増 減	2人

○等級及び職制上の段階ごとの職員数（平成28年4月1日現在）

部門	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合 計		内 訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	1 定型的な業務を行う職務 2 主事又は技師の職務	80	19.8%	事務員		209	51.7%	係員級
				主事				
				消防士	71			
				消防副士長	5			
				消防士長	4			
				計	80			
2 級	比較的高度の知識又は経験を 必要とする業務を行う 主事又は技師の職務	47	11.6%	主事	1			
				消防士	8			
				消防副士長	10			
				消防士長	26			
				消防司令補	2			
				計	47			
3 級	主任の職務	82	20.3%	主任	4			
				主任（消防士長）	14			
				主任（消防司令補）	64			
				計	82			
4 級	係長、主査又は主査補の職務	101	25.0%	主査補		101	25.0%	係長級
				主査補（消防司令補）				
				主査	1			
				主査（消防司令補）	54			
				係長	2			
				係長（消防司令補）	44			
計	101							
5 級	課長補佐の職務	74	18.3%	課長補佐	3	74	18.3%	課長補佐級
				課長補佐（消防司令）	67			
				出張所長（消防司令）	4			
				計	74			
6 級	課長の職務	12	3.0%	課長	2	12	3.0%	課長級
				課長（消防司令長）	2			
				消防署長（消防司令長）	8			
				計	12			
7 級	1 本部長又は次長の職務 2 困難な業務を行う課長の 職務	6	1.5%	課長（参事）		6	1.5%	次長級
				消防署長（消防司令長・参事）	3			
				課長（消防司令長・参事）	1			
				消防局次長（消防監）	2			
				計	6			
8 級	部長の職務	2	0.5%	部長	1	2	0.5%	部長級
				消防局長（消防正監）	1			
				計	2			
	合 計	404	100.0%					

2 職員の給与の状況

○人件費の状況（一般会計決算）

区 分	歳 出 額（A）	人 件 費（B）	人件費率（B/A）
平成27年度	40億9,515万円	33億5,626万円	81.9%

※人件費には、特別職に支給される報酬等を含みます。

○職員給与費の状況（一般会計決算）

区 分	職員数 (A)	給 与 費			1人あたり給与費 (B/A)
		給 料	職 員 手 当	(内 期末・勤勉手当)	
平成27年度	402人	14億2,896万円	10億8,765万円	(5億7,036万円)	626万円
給与費 計 (B)		25億1,661万円			

※給与費には共済費、退職手当を含みません。

○職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成27年4月1日 現在）

区 分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
松本広域連合	293,505円	373,177円	38.2歳
長 野 県	340,200円	407,228円	45.5歳

※給与月額は、給料月額に扶養手当、住居手当、時間外勤務手当等の諸手当を加えた額です。

○職員の初任給の状況（平成27年4月1日 現在）

区 分	松本広域連合	長 野 県	国
上 級	174,200円	183,100円	174,200円
初 級	142,100円	148,400円	142,100円

※区分は採用区分で、国及び県では、上級区分を大卒、初級区分は高卒です。

○職員手当の状況

期末手当・勤勉手当（平成27年度）

区 分	支 給 割 合	
	期末手当	勤勉手当
6月期	1.225月分	0.750月分
12月期	1.375月分	0.850月分
計	2.600月分	1.600月分

※職務の級による加算措置があります。

退職手当の支給割合（平成27年度）

区 分	支 給 率	
	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825 月分
勤続30年	36.105月分	42.4125 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分

特殊勤務手当の状況（平成27年度）

区 分	内 容 等
職員全体に占める手当支給職員の割合	96.0%（386人）
支給職員1人当たり平均支給年額	173,314円
特殊勤務手当の種類	3種類
特殊勤務手当の名称	出勤手当・夜間消防手当・特定行為手当

時間外勤務手当（平成27年度）

区 分	支 給 額
支給総額	8,853万6千円
支給職員1人当たり平均支給年額	220,240円

○その他の手当の状況（平成27年4月1日 現在）

区 分	内 容 等
扶養手当	他に生計の手段がなく、主に職員の扶養を受けて生活している親族のある職員に支給されます。
地域手当	地域の民間賃金水準を給与に適切に反映するよう、民間賃金水準との調整を図るため支給されます。
住居手当	借家等に居住し、一定額を超える家賃などを支払っている職員に支給されます。
通勤手当	公共交通機関等を利用、又は交通用具を使用して通勤する職員に支給されます。

※この他、管理職手当、寒冷地手当等の手当が支給されます。

3 職員の勤務時間その他の勤務状況

○勤務時間

勤務時間	日勤	当番
	午前8時30分から午後5時15分まで	午前8時30分から翌日の午前8時30分まで

○年次休暇の取得状況

平成27年中 平均9.36日

4 職員の分限処分及び懲戒処分の状況(平成27年度)

○分限処分 10件

○懲戒処分 0件

5 職員の研修及び勤務成績の評定の状況(平成27年度)

○職員の研修の状況

区分	研修内容	延べ受講者数
共同研修	再任用職員研修等	67人
一般研修	教養実務研修	993人
	消防実務研修	36人

※共同研修の延べ受講者数には、関係市村からの受講者は含まれません。

○職員の勤務評定の状況 年1回



本郷消防署山辺出張所に配置された「圧縮空気泡消火装置(CAFS)付ポンプ自動車」

6 職員の福祉及び利益の保護の状況(平成27年度)

○健康診断などの実施状況

健康診断	特定業務従事者検診	人間ドック
375人	327人	13人

※特定業務従事者健診(6ヵ月ごと1回)

深夜業などの特定業務に従事する職員を対象

○公務災害の認定 5件

○勤務条件に関する措置の要求の状況 0件

○不利益処分に関する不服申し立ての状況 1件

※平成26年度から継続し、平成27年度に取下げ

○職員共済会の設置及び活動状況

地方公務員法第42条に基づく職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項を実施するため、松本広域連合職員共済会を設置し、保健保養、教養、体育振興などの事業を行っています。

職員共済会は、職員からの月会費(給料月額3.0/1,000)と広域連合補助金(給料の2.5/1,000)により運営されています。

平成27年度情報公開制度・個人情報保護制度の実施状況

松本広域連合では、開かれた行政を目指して、情報公開の推進と住民の皆さんの個人情報の適正な取扱いに努めています。

実施機関	1 情報公開の実施状況 (件)							2 個人情報保護の実施状況 (件)						
	請求	処理内訳					不服申立	請求	処理内訳					不服申立
		公開	部分公開	非公開	取下げ	不存在			開示	部分公開	非開示	取下げ	不存在	
広域連合長	14	3	11	0	0	0	0	13	5	8	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	14	3	11	0	0	0	0	13	5	8	0	0	0	0

問い合わせ 松本広域連合事務局総務課 TEL 0263-87-5460

市村情報

◆分譲地の購入者を募集します



松本市JKタウン和田西原「彩の街」分譲地の購入者を募集しています。

雄大な北アルプスを望む田園地帯に面し、四季のうつろいを感じ、閑静な住宅地です。家庭菜園も利用でき、住民の方々から好評です。残りわずかとなりました。

上高地線「三溝駅」やショッピングセンターに近く、通勤・通学・お買い物にも大変便利な立地です。開放感あふれるJKタウン和田西原「彩の街」。きつと、あなたに合ったライフスタイルが見つかるはずです。

松本市では、購入者を紹介して頂いた方に報奨金(約70万円)をお支払いしています。

問い合わせ

松本市耕地林務課

☎ 0263-3413223

長野県住宅供給公社

☎ 0261-22714322

◆松本市美術館 特別展
「飯沼英樹 闘う女神夕子」

彫りだされた視線。
艶やかに、したたかに――



〈Andechs〉
2016年

松本市出身の彫刻家・飯沼英樹（1975年〜）は、ファッショ誌の写真からインスピレーションを得て、被写体となったモデルの内面までも木彫りで表現します。他者の視線を強く意識し、なお自らを奮い立たせる女性。垣間見えるのは強かさや葛藤、さらに先にある気高さ。現在まで彫り上げた300体を越える女性像から、注目の最新作を含む約120点をご紹介します。最先端のメークで武装し、クールな視線を送る女性たちの煌びやかな競演をぜひご覧ください。

●会 期／開催中（11月27日）
●開館時間／午前9時〜午後5時
（入場は午後4時30分まで）

●休館日 月曜日

●会 場 松本市美術館企画展示室

●観覧料 大人800円、70歳以上の松本市民600円、学生無料

※20名以上の団体は各1000円引き

※障害者手帳携帯者とその介助者1名無料

●問い合わせ 松本市美術館

☎0263-3917400

◆まつもと市民芸術館
公演情報 舞台「かもめ」



撮影：KEI OGATA

誰もが恋してむくわれない：普通の人のドラマを描くチェーホフの傑作「かもめ」に、鋭の若手演出家・熊林弘高と豪華演技派キャストが挑む！

●日時 11月19日（土）午後6時
20日（日）午後1時

●会場 まつもと市民芸術館
主ホール

●出演 満島ひかり、佐藤オリエ、田中圭、中嶋朋子、坂口健太郎 ほか

●料金 一般 6,800円
25才以下 4,800円

（要年齢確認）

●問い合わせ

まつもと市民芸術館

☎0263-3313800

◆「奈川在来そば週間」を
開催します

松本市奈川地区で古くから栽培されているそばの在来品種「奈川在来」は、収穫量が少ないため市場に出回らず「幻のそば」とも言われています。



地区では栽培面積の拡大に取り組んでおり、今回多くの方に知っていただきたく「奈川在来そば週間」を地区内そば店で開催いたします。是非この機会に奈川地区にお越しいただきご賞味ください。

●開催期間 11月12日（土）〜20日（日）

●問い合わせ ながわ観光協会

☎0263-7912125

◆人権を考える市民の集い

みんなで築こう 人権の世紀

～考えよう相手の気持ち

未来へつなげよう違いを認め合う心～



「サザエさん」マスオさん役の
人気声優
増岡 弘 さん

●日時 11月25日（金）

午後1時15分〜午後4時

●場所 Mウイング 6Fホール

●内容

■第1部 午後1時15分

松本市小・中学生人権啓発ポスター展表彰式、中学生人権作文コンテスト松本市表彰式、入選作文朗読、松本人権擁護委員協議会松

本部会活動発表

■第2部 午後2時30分

講演「平和の象徴サザエさん一家」

群読「さよならカバくん」

講師 増岡 弘さん

●参加料 無料

どなたでも自由にご参加できます。

●その他

手話通訳あり 託児あり（要予約）

※来場の際は、なるべく公共交通機関

などをご利用ください。臨時駐車場

（無料）の利用は、事前申込が必要です。

●問い合わせ

松本市 人権男女共生課

☎0263-391105

FAX 0263-371153

◆第33回「松本市青少年健全育成市民大会」
「松本市子どもの権利の日市民フォーラム」
を開催します。



松本市は、平成25年4月に長野県内で初めて「子どもの権利に関する条例」を施行し、すべての子どもにやさしいまちを目指しています。条例では、11月20日を「松本市

子どもの権利の日」と定めています。この機会に、多くの皆さんが子どもの権利の実現について学び、理解を深めていただくために市民フォーラムを開催

します。本年は、第33回松本市青少年健全育成市民大会と合同開催します。多くの皆さんの参加をお待ちしています。

●日時 11月27日(日)

午後1時～4時30分(予定)

●場所 あがたの森文化会館 講堂

●参加費 無料

●問い合わせ

松本市 こども育成課

☎0263-34-3291

◆未来を拓く自治と協働の まちづくりを目指す研究集会 松本大会を開催します

私たちが、住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、できることは何でしょうか。

この大会は、自治と協働の実践事例をひもとき、さまざまな住民が学び合い、地域の実践へとつなげる場です。

●期 日

平成29年1月28日(土)・29日(日)

●内 容

1日目…開会式、パネルディスカッション、全国リレートーク、歓迎レセプション 等

2日目…分科会、全体会、閉会式

●会 場

1日目…まつもと市民芸術館

松本市深志3-10-1

☎0263-33-3800

2日目…Mウイング(松本市中央公民館)

松本市中央1-18-1

☎0263-32-1132

※詳細は松本市公式ホームページをご

覧ください。

<http://www.city.matsumoto.nagano.jp/kurasi/tiki/kominkan/jichitokyodo.html>

●申し込み・問い合わせ

12月16日(金)までに松本市中央公民館

☎0263-32-1132

FAX 0263-37-1153

◆第1回 松本マラソンが開催されます。



開催イメージ
(写真は松本クロスカントリー大会)

紅葉の北アルプスを眺め城下町を駆け抜ける、松本初のフルマラソン大会を平成29年10月1日(日)に開催いたします。スタートは松本市総合体育館、フィニッシュは信州スカイパーク陸上競技場です。

「健康寿命延伸都市・松本」を推進し、ランナーだけでなく、大会を支え応援する全ての人が、参加を実感できる大会を目指します。参加ランナーは1万人、運営ボランティアは3千人を予定しています。ボランティア募集は10月から、ランナーエントリーは来年3月からです。大会についての詳しいことは、大会ホームページをご覧ください。

<http://www.matsumoto-marathon.jp>

●問い合わせ

松本マラソン実行委員会事務局

☎0263-32-3600

FAX 0263-32-3838

ふるさとの魅力

再発見

Vol.22

生坂村

「スカイスポーツ公園」

生坂村にある「スカイスポーツ公園」は、北アルプスに源を発する清き流れの屋川と雄大な京ヶ倉・大城・の山並み、田園風景を一望できる絶景スポーツです。

「タンデムコース」では、インストラクターの指導のもと行われますので、安心してご参加いただけます。大空を自由に飛び回れる本当に気持ちが良いです。

「スカイスポーツ公園」では、小学生以上の方であればご参加いただけます。お帰りの際には、「やまなみ荘」のラジウム湯で疲れを癒していただき、生坂村での休日を満喫してください。

●問い合わせ
生坂村 振興課
☎0263-69-3112



パラグライダー体験



生坂村の景色を望む



やまなみ荘のお風呂

平成28年度 信州まつもと空港

冬期利用促進

助成金交付制度のご案内

アルプスエアーラインクラブの
特別優待と併用可。

詳しくは、アルプスエアーラインクラブ事務局
(松本商工会議所内) TEL.0263-32-5355へ



信州まつもと空港地元利用促進協議会では、空港の更なる地元利用を促進するため、2名以上のグループで信州まつもと空港定期便を往復で利用された方に、助成金を交付します。

* 助 成 内 容 *

■助成人数：

■助成金額：2名以上のグループでご利用の場合

申込先着 **900名様** 1名あたり往復 **5,000円**

※ただし、片道が欠航した場合は、片道分2,500円を助成します。

* 助 成 要 件 *

下記の要件を、すべて満たしているとき、要件を満たしている人数分、助成金を交付します。

(1) 路線要件/出発地は信州まつもと空港とし、次に掲げる定期便を往復で利用すること。

松本→札幌	札幌→松本	松本→福岡	松本→福岡	福岡→松本	福岡→松本
12:15→13:45	14:15→16:00	13:15→15:05	16:30→18:20	10:15→11:40	11:10→12:35
FDA 211便	FDA 212便	FDA 205便	FDA 207便	FDA 202便	FDA 204便
JAL 2852便	JAL 2851便	JAL 3542便	JAL 3544便	JAL 3545便	JAL 3547便

(2) 期間要件/平成28年11月1日(火)～平成29年2月28日(火)までの間に往復すること。

(3) 発券要件/個人券であること。(搭乗券に個人名の入っていない団体券は対象外です。)

(4) 住所要件/協議会加盟市町村に居住又は通勤・通学する方で構成される、2名以上のグループ(ただし、有償旅客者に限る。)が、往路・復路ともに同じメンバーで同じ便を利用すること。

(注)信州まつもと空港地元利用促進協議会加盟市町村

松本市・塩尻市・大町市・安曇野市・池田町・筑北村・麻績村・生坂村・山形村・朝日村・松川村・白馬村・小谷村 (以上4市1町8村)

* 申 請 方 法 *

(1) 申請方法/搭乗後、グループの代表者が、所定の申請用紙に必要事項を記入の上、下記窓口に直接持参してください。グループの代表者にグループメンバー全員分の助成金を支給します。

信州まつもと空港地元利用促進協議会事務局窓口

■松本市役所観光温泉課内	〒390-0874 松本市大手3-8-13	TEL.0263-34-8307
■塩尻市観光協会内	〒399-0737 塩尻市大門8-13-10	TEL.0263-54-2001
■大町市役所観光課内	〒398-8601 大町市大町3887	TEL.0261-22-0420
■安曇野市役所観光交流促進課内	〒399-8281 安曇野市豊科6000	TEL.0263-71-2000

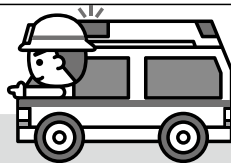
(2) 申請期限/平成29年3月9日(木) ※平日(土日祝日を除く)の午前9時～午後5時

(3) 添付書類/グループメンバー全員の往復搭乗券(片道が欠航した場合は、欠航証明書)

搭乗券を紛失した場合には、信州まつもと空港の搭乗カウンターで搭乗証明書の交付を受け、添付してください。(FDAコールセンター TEL.0570-55-0489 営業時間:午前7時～午後8時 年中無休)

主 催：信州まつもと空港地元利用促進協議会

救急出動状況



平成28年8月末現在

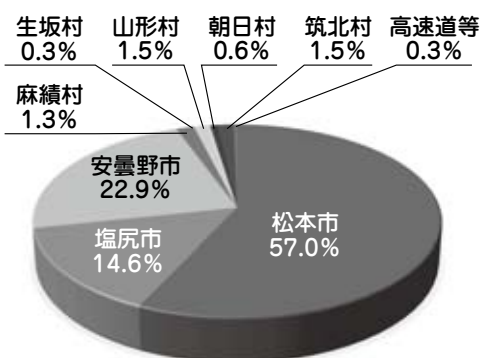
松本広域消防局管内における、8月末現在の救急出動件数は、11,383件となっており、前年同期と比較して、163件（1.4%）の減少となっています。

事故種別では、急病によるものが7,434件と最も多く、全体の約65%を占めています。

また、6月から8月までの3か月で、熱中症（疑い含む）で搬送された方は105人で、前年同期と比較して、28人減少しています。

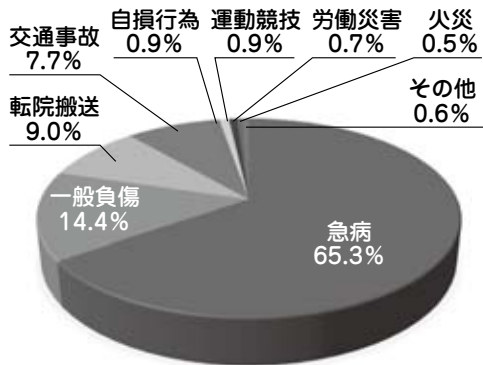
◆市村別の救急出動状況◆

市村別	件数
松本市	6,487
塩尻市	1,665
安曇野市	2,604
麻績村	146
生坂村	39
山形村	166
朝日村	71
筑北村	167
高速道等	38
合計	11,383

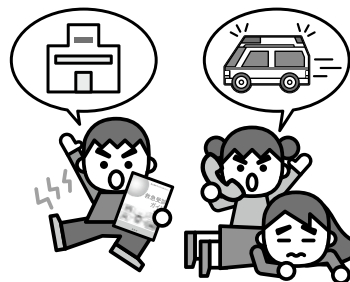


◆事故種別の救急出動状況◆

事故種別	件数
急病	7,434
一般負傷	1,634
転院搬送	1,031
交通事故	882
自損行為	97
運動競技	98
労働災害	82
火災	52
その他	73
合計	11,383



緊急度判定はみんなやれる・できる



参考【消防庁HP：生活密着情報：救急車利用リーフレット】
http://www.fdma.go.jp/html/new/kyuukyusya_riyou_leaflet.pdf

★応急手当普及啓発優良事業所表彰★

積極的に応急手当講習会を開催するなど、救命への取り組みが模範的な事業所や団体等に対し、表彰状を贈呈しました。

■ NPO法人慈千会

グループホーム波田の家 様

■ 笹賀下二子町会自主防災会 様

■ 株式会社パルコ松本店 様

■ 株式会社日邦バルブ 様

■ キッセイコムテック株式会社 様

■ ゴールドバック株式会社

あずみ野工場 様





秋の火災予防運動実施

「消しましょう その火その時 その場所で」(平成28年度全国統一防火標語)



○11月9日から11月15日まで、全国一斉に**秋の火災予防運動**が実施されます。家庭や職場でも「火の用心」に心がけ、火災のないまちづくりにご協力ください。

○これから徐々に寒くなり、石油ストーブなどを使う機会が増え、火災が多くなる時期を迎えます。ストーブに給油するときは必ず火を消してから給油しましょう。また、年間を通じて**たき火・枯草焼き**などによる火災が発生しています。空気が乾燥し風が強い日には、火を焚かないでください。



住宅用火災警報器を設置していますか？

住宅への設置は「義務」付けられています。

○松本広域消防局管内では平成28年6月時点で81%の住宅に設置されていますが、まだ19%の住宅に設置されていません。多くの奏功事例も報告されています。大切な「命」や「財産」を守るため、**住宅用火災警報器**を設置しましょう。

奏功事例 「鍋の掛け忘れによるもの」

○飲食店併用住宅の家人が油の入った鍋を火に掛け
たままその場を離れてしまった。

警報音に気づいた家人が消火し、ガスコンロ背面
の壁一部を焦がした程度となったもの。



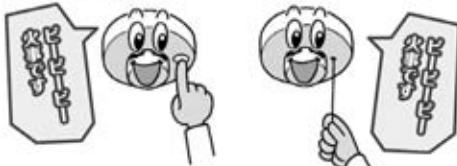
住宅用火災警報器は、最大10年を目安に交換をおすすめします。

住宅用火災警報器の設置義務化から10年を迎え、作動確認を行った世帯の約4%で電池切れや故障が確認されています。

設置から10年以上経過している住宅用火災警報器は、本体内部の電子部品が劣化し火災を感知しなくなることが考えられるため、定期的に点検し適切な維持管理をお願いします。

定期的に作動確認し、音を聞きましょう!

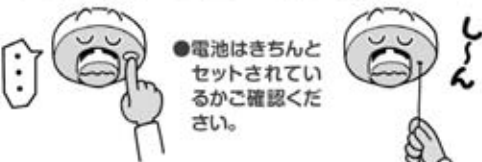
●ボタンを押す、又はひもを引いて作動確認をします。



●定期的に作動確認をしましょう。

●定期的に家族で火災時の警報音を聞いてみましょう。

音が鳴らない場合は?



●電池はきちんとセットされているかご確認ください。

●それでも鳴らない場合は、「電池切れ」が「機器本体の故障」ですので、取扱説明書をご覧ください。

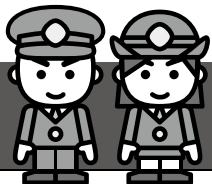
汚れた時のお手入れの仕方

●汚れが付着した場合は、家庭用中性洗剤を浸して十分に絞った布で軽く拭き取ってください。



●ベンジンやシンナーなどの有機溶剤の使用や、水洗いは絶対にしないでください。

●お掃除の方法は機種によって違いますので、取扱説明書をご覧ください。



ホームタンクからの灯油流出事故急増!!

!! その場を離れないで

- 平成27年中に発生したホームタンクからの灯油流出事故は、長野県内で39件となっています。このうち、松本広域消防局管内では4件発生しており、その原因は小分け中にその場を離れたものが2件、施工不良による転倒が1件、腐食疲労等劣化による配管からの流出が1件となっています。
- 灯油をあふれさせると、土壌や河川の汚染など重大な被害を引き起こすことがあります。

!! 灯油流出事故を防ぐためには

- 小分け中は、絶対にその場を離れないようにしましょう!
- 小分け後は、必ずバルブを閉めて確認しましょう!
- タンクをしっかりと地盤などに固定しましょう!
- 防油堤(受け皿)を設置しましょう!



※ 松本広域連合火災予防条例により、灯油を200リットル以上貯蔵できるホームタンクには防油堤を設置する必要があります。

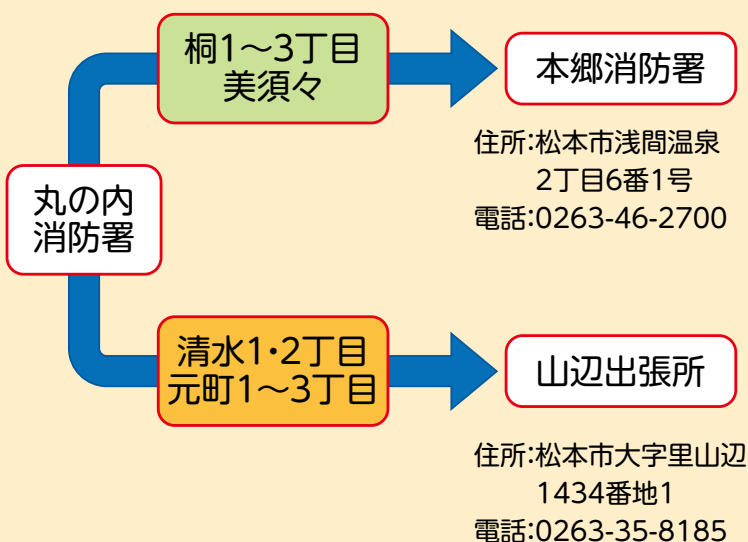
平成29年1月1日から消防署の管轄区域が変わります

松本広域消防局では、消防サービスの向上を目的として、平成29年1月1日から消防署の管轄区域の一部を見直します。

なお、消防車、救急車等の出動体制に変更はありません。

○見直し区域

松本市内の次の地区が、丸の内消防署から本郷消防署又は山辺出張所へ変更になります。



119番通報時のお願い



●119番通報時に「サイレンを鳴らさないで」
というお願いがありますが…

消防車・救急車は、**緊急の際、赤色回転灯の点灯とサイレンの吹鳴が義務付けられており**、現場へ早く安全に到着するためにサイレンを鳴らせずに走行することはできません。ご理解・ご協力をお願いします。



119番は緊急通報専用です!!

救急当番医、災害情報を知りたいときは

● 電話による案内 **0263-35-9111**

※自動音声による緊急当番医、火災情報等の案内です。

● ホームページによる案内

松本広域消防局

検索

携帯電話は
QRコードからアクセス!!

